

京都市告示第224号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年 6月27日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
宇多野吉祥院線	右京区常盤東ノ町21番地の2地先から	旧	メートル 174.90	メートル 4.90 ~ 7.30
	同町16番地の8地先まで	新	166.20	20.00 ~ 29.10
太秦経91号線	右京区太秦一ノ井町32番地の15地先から	旧	メートル 369.40	メートル 6.90 ~ 9.10
	同区太秦蜂岡町35番地の1地先まで	新	369.40	20.00 ~ 28.40
葛野東経20号線	右京区西院南井御料町4番地の1地先内	旧	メートル 31.30	メートル 5.85 ~ 5.90
		新	メートル 31.30	5.99 ~ 12.30

(建設局土木管理部道路明示課)